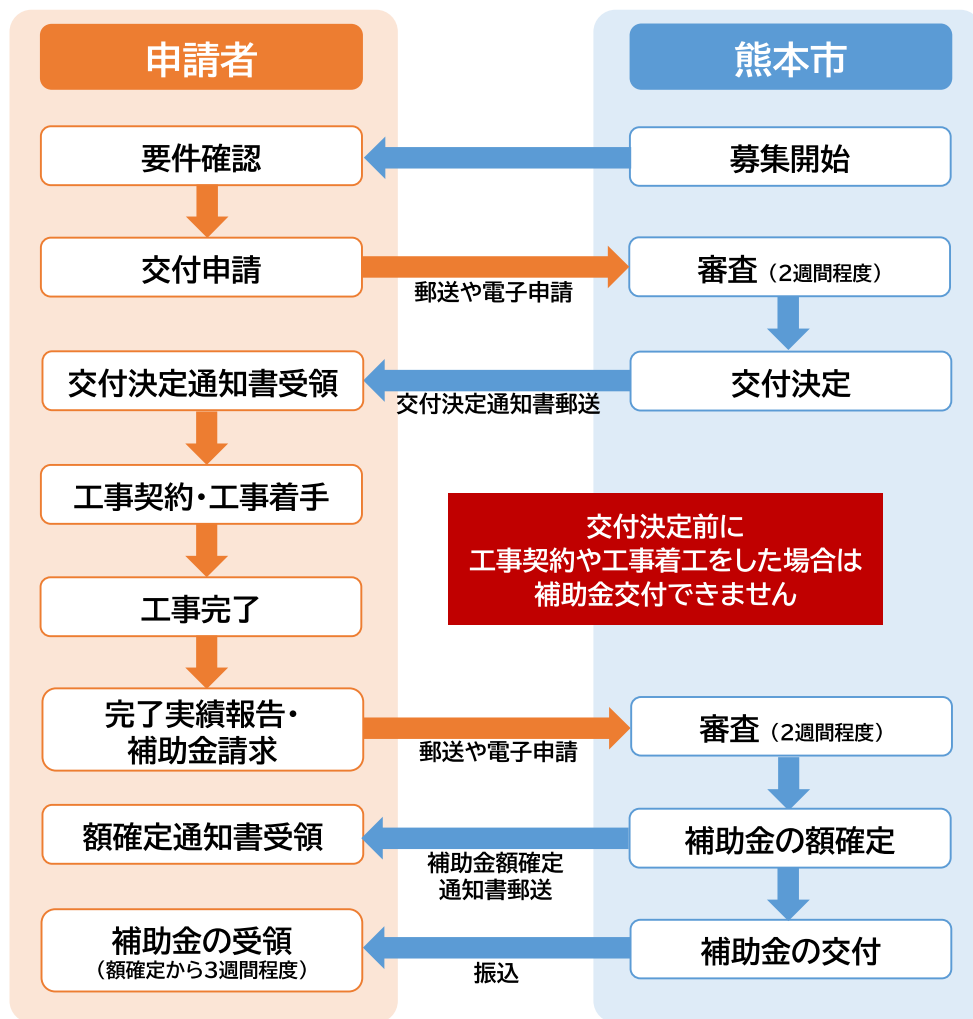


補助金交付の手続きの流れ



申請書は以下の方法で入手できます

- ホームページからダウンロード（熊本市高齢者バリアフリー補助で検索）
- 住宅政策課で受け取る
- 電話で書類の郵送を申し込む

熊本市 住宅政策課（市役所9階）
〒860-8601
熊本市中央区手取本町1番1号
TEL 096-328-2989

高齢者BF
ホームページ



申請要領



65歳以上の方の住まいの
バリアフリー化費用に
補助金 最大12万円または6万円！

熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助事業

制度概要

1. 補助対象者

以下の全ての条件を満たす方。

- (1) 熊本市に住所を有し、補助対象住宅に居住していること
- (2) 満65歳以上であること(満65歳未満の世帯員がいる方も対象)
- (3) 世帯の全員が介護保険法による**要支援又は要介護認定を受けていないこと**
- (4) 世帯の65歳以上の方全員の年収が、右表に定める年収であること
- (5) 市税を滞納していないこと
- (6) 世帯の全員が熊本市暴力団排除条例の規定に該当しない者であること

2. 補助対象住宅

熊本市内の申請者が自ら居住する既存の住宅で、持家・借屋を問わないが、借家の場合は所有者が承諾していること。
また、共同住宅の共用部分は対象外、併用住宅は居住の用に供する部分のみが対象となる。

3. 補助対象工事

補助対象者が行う、右表のバリアフリー改修工事。
※対象工事ごとに、補助対象とできる内容が限定されるので、詳細を補助申請要領で確認すること

例)段差の解消のためのスロープ設置は幅1mまで
例)便器の取り替えとは、和式を洋便器にする取り替え



4. 施工業者の要件

熊本市内に本社、支店、営業所などを有する中小企業者または個人事業主であること。
※口頭の契約では、補助金の交付はできない

業種	中小企業者	
	資本金	従業員の数
建設業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※資本金と従業員の数のいずれかの要件に該当するものが中小企業者

交付決定前に
工事契約や工事着工をした場合は
補助金交付できません

世帯種別	世帯の65歳以上の方全員の合計年収
満65歳以上の方が1人いる世帯	「総所得220万円未満」または、「年金収入＋その他総所得＝340万円未満」
満65歳以上の方が2人以上いる世帯	「総所得220万円未満」または、「年金収入＋その他総所得＝463万円未満」

※住宅とは、以下のいずれかに該当するもの
①一戸建ての住宅
②長屋建ての住宅の一住戸
③共同住宅の一住戸
④店舗等併用住宅

対象工事

詳細は補助申請要領(マニュアル)参照

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材又は、通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取替え等
- ⑥ ①～⑤の工事に付帯して必要な工事

5. 補助金額

バリアフリー改修工事に要する額(補助対象額)に以下の世帯種別の区分に応じた**補助率をかけた額と、補助上限額**のうち、**少ない額**。
※千円未満の端数は切り捨て

※1世帯につき補助上限額に至るまで複数回申請可

世帯種別	補助率	補助上限額
市民税非課税世帯	2/3	12万円
上記以外の世帯	1/3	6万円

(例)市民税非課税世帯で工事費が15万円の場合
15万円×2÷3＝10万円 → 補助金額は10万円

6. 交付申請時の提出書類

提出書類	注意事項
【必須書類】①～④	
①補助金交付申請書(様式第1号)	・補助対象者が申請者となること
②工事見積書を複写したもの	・会社名、住所、電話番号の記載があるもの ・工事箇所ごとの仕様、数量、工事費が分かるもの
③工事予定箇所の写真(参考様式)	・申請する全ての工事予定箇所が必要 ・手すり、取り付け位置を写真に明示(手書き可) ・段差解消は、段差にメジャー等を当てること ・既設洋式便器のかさ上げは、メジャー等を入れて工事前後の変化がわかるようにすること
④住民基本台帳等の情報閲覧に関する同意書(別紙1)	・世帯全員の同意が必要 ・自筆の署名か、それぞれ異なる押印が必要
【該当する場合のみ提出の書類】⑤～⑦	
⑤委任状(別紙2)	・手続きを委任する場合に提出 ・申請者(委任する人)の押印が必要
⑥賃貸借契約書を複写したもの	・借家の場合に提出
⑦住宅改修に係る承諾書(様式第2号)	・住宅の所有者の押印が必要

7. 工事完了時の提出書類

実績報告締切日:令和8年2月27日

提出書類	注意事項
【必須書類】①～④	
①完了実績報告書 兼 補助金交付請求書(様式第7号)	
②工事請負契約書等を複写したもの	・注文書と請書の写しも可 ・口頭契約を交わし、契約書等の書面が無い場合は補助金の交付対象外
③費用の支払いが確認できる書類	・領収書の写し等
④工事完了箇所の写真	・申請した全ての工事完了箇所の写真が必要
【該当する場合のみ提出の書類】⑤	
⑤代理受領委任状(様式第11号)	・申請者から施工業者への支払いは工事費から補助金額を差し引いた額とし、補助金を施工業者が受領する場合に提出 ・申請者(委任する人)の押印が必要

8. その他注意事項

- ・委任状及び代理受領委任状は、**同じ印鑑**を押してください
- ・同意書に押印する場合は、**全員異なる印鑑**を押してください